

会 員 各 位

主催 公益財団法人日弁連法務研究財団 / 共催 関東弁護士会連合会 東京三弁護士会

専門家研修

—特許訴訟における損害論（概論）—

日本の特許訴訟においては、ご承知のとおり、まず侵害の有無を審理し、その後に損害額を審理する2段階審理方式が採用されています。そして、損害論においては、特許法102条による損害額の算定が中心的な争点となります。

特許法102条は、平成10年改正により、より現実的な損害額が算定されるようになった一方で、複雑な規定ぶりから、その解釈が重要となってきています。また、令和元年改正により、より事案に即した損害額が算定できるように改正がなされたことにより、解釈における新たな論点が生じるかも重要となってきます。

このような背景から、現在の特許訴訟における損害論、特に特許法102条の解釈について理解を深めることは非常に有意義であるといえます。

そこで、今回は、知的財産高等裁判所長であります高部眞規子氏を講師としてお招きし、現在の特許訴訟における損害論、特に特許法102条の解釈について、実務を踏まえ、ご講演いただきます。

多くの皆様に参加いただきたく、ご案内いたします。

日時 2020年3月7日（土）14:00～17:00

場所 弁護士会館2階講堂「クレオ」（千代田区霞が関1-1-3）

※ 同内容の研修会を3月27日（金）に名古屋でも開催する予定です。

プログラム

第1部 基調講演（2時間程度）

演題（仮）「特許訴訟における損害論（概論）」

講師 高部眞規子 知的財産高等裁判所長

第2部 パネルディスカッション（1時間程度）

令和元年改正を踏まえた特許法102条の論点を検討します。

受講料 1,000円を頂戴します。

（ただし、当財団会員及び第72期登録弁護士、司法修習生、法科大学院生は無料です。また、その他の方も本研修会当日に当財団に入会いただくことにより無料となります。）

□事前申込制 お申込みは下記ご記入の上、2月20日までにFAXでお申し込みの上、速やかに以下の口座に受講料をお振り込み下さるようお願い致します。

【振込口座】三菱UFJ銀行 京橋支店 普通預金 No.2163914

名義:公益財団法人 日弁連法務研究財団 コウザイ)ニチベンレンホウムケンキュウザイダン

(注) 入金確認のため、振込名義は必ず申込者名が確認できる名義でお振り込み願います。

(3月7日・東京)申込み FAX 03-3580-9381

氏名	登録番号 ※弁護士のみ	所属 ※弁護士は所属弁護士会、その他は会社名等 どちらかを○で囲んでください
受講票送付先 住所	※弁護士の方は事務所以外への送付を希望する場合のみ記載ください 〒	財団の 会員である / 会員でない

お問い合わせ先 (公財)日弁連法務研究財団事務局  
TEL 03-3580-9930 FAX 03-3580-9381

※御提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本研修会の参加者確認のみに使用します。